

## 令和6年厚木市議会第1回会議提出案件一覧表

議案第1号 厚木市手数料条例の一部を改正する条例について

議案第1号

厚木市手数料条例の一部を改正する条例について

厚木市手数料条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年1月19日提出

厚木市長 山口 貴 裕

提案理由

戸籍法等の一部改正に伴い、戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行手数料を定めるほか、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正する。

## 厚木市手数料条例の一部を改正する条例

厚木市手数料条例（平成12年厚木市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表戸籍法（昭和22年法律第224号）に関する事務の項中「第18号まで」を「第20号まで」に改め、同表化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）に関する事務の項中「次項第19号」を「次項第21号」に改め、同表消防法（昭和23年法律第186号）に関する事務の項中「次項第20号から第38号まで」を「次項第22号から第40号まで」に改め、同表屋外広告物法（昭和24年法律第189号）に基づく神奈川県屋外広告物条例（昭和24年神奈川県条例第62号）に関する事務の項中「次項第39号」を「次項第41号」に改め、同表狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に関する事務の項中「次項第40号から第43号まで」を「次項第42号から第45号まで」に改め、同表道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に関する事務の項中「次項第44号」を「次項第46号」に改め、同表租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に関する事務の項中「次項第45号から第48号まで」を「次項第47号から第50号まで」に改め、同表住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に関する事務の項中「次項第49号から第51号まで」を「次項第51号から第53号まで」に改め、同表都市計画法（昭和43年法律第100号）に関する事務の項中「次項第52号から第58号まで」を「次項第54号から第60号まで」に改め、同表計量法（平成4年法律第51号）に関する事務の項中「次項第59号及び第60号」を「次項第61号及び第62号」に改め、同表土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）に関する事務の項中「次項第61号から第63号まで」を「次項第63号から第65号まで」に改め、同表行政不服審査法（平成26年法律第68号）に関する事務の項中「次項第64号」を「次項第66号」に改め、同条第2項第13号中「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同項中第64号を第66号とし、第39号から第63号までを2号ずつ繰り下げ、同項第38号中「第34号イ」を「第36号イ」に改め、同号を同項第40号とし、同項第37号中「第34号ア」を「第36号ア」に改め、同号を同項第39号とし、同項中第36号を第38号とし、第33号から第35号までを2号ずつ繰り下げ、同項第32号中「第23号アからカまで」を「第25号アからカまで」に改め、同号を同項第34号とし、同項第31号ア中「第22号イ」を「第24号イ」に改め、同号イ中「第22号ア」を「第24号ア」に改め、同号を同項第33号とし、同項第30号中「第21号アからオまで」を「第23号アからオまで」に改め、同号を同項第32号とし、同項第29号中「第23号アからカまで」を「第25号アからカまで」に改め、同号を同項第31号とし、同項第28号ア中「第22号イ」を「第24号イ」に改め、同号イ中「第22号ア」を「第24号ア」に改め、同号を同項第30号とし、同項第27号中「第21号アからオまで」を「第23号アからオまで」に改め、同号を同項第29号とし、同項第26号中「第23号アからカまで」を「第25号アからカまで」に改め、同号を同項第28号とし、同項第25号中「第22号アからシまで」を「第24号アからシまで」に、「第22号イ」を「同号イ」に改め、同号を同項第27号とし、同項第24号中「第21号アからオまで」を「第23号アからオまで」に改め、同号を同項第26号とし、同項第23号オ（ア）中「第26号、第29号、第32号及び第36号」を「第28号、第31号、第34号及び第38号」に改め、同号を同項第25号とし、同項中第22号を第24号とし、

第19号から第21号までを2号ずつ繰り下げ、同項第18号中「事務」の次に「又は届出等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務」を加え、「書類1件」を「書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件」に改め、同号を同項第20号とし、同項第17号中「交付又は」を「交付、」に改め、「事項の証明書の交付」の次に「又は届出等情報の内容の証明書の交付」を加え、同号を同項第19号とし、同号の前に次の1号を加える。

(18) 除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。） 除籍電子証明書提供用識別符号1件につき700円

第2条第2項第16号を同項第17号とし、同項第15号中「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同号を同項第16号とし、同項第14号の次に次の1号を加える。

(15) 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。） 戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき400円

第3条中「前条第2項第59号」を「前条第2項第61号」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。